

## 第50回福島県入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

(1) 日時 平成26年12月3日(水) 午後1時15分から午後5時05分まで

(2) 場所 杉妻会館3階 百合の間

(3) 出席者

#### ア 委員

伊藤宏(委員長) 安齋勇雄 今泉裕 菅野晴隆 齋藤玲子 新城希子 田崎由子  
橘あすか 芳賀一英 藤田一巳

#### イ 県側

総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹  
土木部次長 技術管理課長 建設産業室長 建設産業室主幹  
農林水産部参事兼農林総務課長 農林技術課長  
出納局入札用度課主幹兼副課長 教育庁財務課主幹兼副課長 警察本部会計課主幹兼次席

#### ウ 建設関係団体等

- (ア) 一般社団法人福島県建設業協会会長 外4名
- (イ) 福島県総合設備協会会長 外1名
- (ウ) 福島県建設専門工事業団体連合会会長 外3名
- (エ) 福島県土木建築調査設計団体協議会会長 外1名
- (オ) 個別事業者

(4) 次第

#### 1 開会

#### 2 議事

(1) 建設関係団体等からの意見聴取について

- ア 一般社団法人福島県建設業協会
- イ 福島県総合設備協会
- ウ 福島県建設専門工事業団体連合会
- エ 福島県土木建築調査設計団体協議会
- オ 個別事業者

(2) 各委員の意見交換

(3) その他

#### 3 閉会

## 2 発言内容

### 【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第50回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

ここで、あらかじめお断りさせていただきます。今泉委員におかれましては、所用により途中退席されますことを御了承願います。

それでは議事につきまして、伊藤委員長よろしく申し上げます。

### 【伊藤委員長】

これより議事に入ります。

本日は、建設関係4団体及び個別事業者からの意見聴取を行います。

このうち、個別事業者の意見聴取につきましては、個別事業者から匿名での意見聴取を希望されていることから非公開で行いますので、傍聴者の方は、あらかじめ御了承願います。

(一般社団法人福島県建設業協会 着席)

### 【伊藤委員長】

それでは、一般社団法人福島県建設業協会からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、15分程度で意見を述べてください。なお、調査票は、事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事については、県のホームページで公表することとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、よろしく申し上げます。

### 【一般社団法人福島県建設業協会会長理事・専務理事】

(資料1により説明)

### 【伊藤委員長】

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

### 【入札監理課長】

時間の関係もございますので、ただいまいただきました御意見の中の主な項目について、執行部としての考え方を御説明させていただきます。

1ページの総合評価の(2)の中で、新卒者等の雇用実績についての廃止という御提言をいただきました。こちらの新卒・離職者の雇用実績につきましては、現在、必須の評価項目ではなくて、選択項目としておりまして、若手技術者等の確保・育成の観点から雇用促進にも繋がる有効な評価項目ではないかと考えてございます。

それから同じく1ページの(2)の4番目の丸で、改正品確法の関係で団体加盟会員企業を評価すべきという御意見につきましては、我々としましては総合評価につきましては特定の団体に加盟して

いるかないかの視点ではなくて、当該入札参加者が評価項目の具体的な内容や実績に該当するかしらないかで評価すべきと考えておりまして、特定団体への加盟状況を評価項目にした場合には、特定団体への利益誘導にもなりかねず、制度の公正性の確保の観点からも御提案のような形での評価は困難ではないかと考えてございます。

それから、指名競争入札の復活につきましては、これまで御答弁もさせていただいておりますとおり、本県につきましては入札制度改革により指名競争入札を全廃して、平成19年10月から条件付一般競争入札を全面的に導入しておりまして、地域密着型工事において手続きが長いということで平成20年度に指名競争入札を一部抽出試行し検証してまいりましたが、手続き期間の短縮が図られなかったということで試行を取りやめた経緯がございますので、指名競争入札の復活は非常に困難ではないかと考えてございます。

それから、(3)の総合評価方式、2ページになりますが、減点評価の御提案がございました。一定企業に落札が集中することを避けるために減点評価を行うことは、我々としましては逆に企業努力が反映されないような制度になりかねないということと、入札参加意欲の低下でありますとか、特定工事の入札にしか参加しないとといったことにも繋がりますと、現状では応札者なしによる入札不調が更に増加するのではないかと危惧している状況でございます。

同じく2ページの4つめの丸、施工体制事前提出型の廃止の検討をということでございます。こちらにつきましては、期間短縮、いわゆる復旧工事の加速化の観点から平成25年度から総合評価方式復興型を導入して迅速な手続きに努めております。この施工体制事前提出型につきましては、下請業者の保護の観点から、我々としましては非常に有効な入札方式であると考えておりますので、工事内容等を踏まえまして、必要に応じて適用してまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

以上、主な項目について現時点での執行部の考え方を当入札監理課所管事項について申し上げます。

#### 【技術管理課長】

私の方からは3点ほど、理解を深めるという意味で補足的に御説明申し上げたいと思います。

まず1点は、3ページの元下関係適正化対策という中での、労務単価のことでございます。できるだけ現場実態に合ったということということで、未だ高騰、特に鉄筋型枠工で目立つという御指摘でございますが、労務単価につきましては、通常は毎年10月に調査をして翌年の4月に新年度の単価ということで、これは国が主導権を取って、県の事業も含めて実態調査をやって決めているというものを県も使わせていただいているということでございます。

これについては、平成25年の4月のところで、全国平均で15%、本県については21%の上昇ということで、かなり上がった形になります。

更に、4月というのを少し前倒しにして、平成26年の2月にまた引き上げがありまして、そこでは平均で8%上がっているという状況になっております。今年も今現在10月からの調査ということでやっているところございまして、その結果を踏まえて適切に対応していきたいと考えているところでございます。

2点目につきましては、4ページの入札不調についてというところでの、休暇あるいはノー残業デーの採用というところでの、債務負担行為の活用等についてでございますが、これについては、今かなり事業量が増えている中で、諸処の条件で工期が年度内に完工できなくなるという案件も多く見られております。

そういうものにつきましては、年度の途中であっても繰越予算の措置をすとか、あるいは債務負担行為ということで翌年度にまたがった形での予算立てをして、必要な工期を確保して発注するというところで極力努めているというところでございます。

3点目ですが、6ページの電子入札・電子閲覧についてということで、電子閲覧・電子入札というのは大変良いということで、評価していただいておりますけれども、これについてはできるだけ進めていきたいという考えの中で、PDFの話も先ほど御説明ございましたが、PDFというのがいわゆる画像でPDF化するものと、データとして読めるPDFというのが2種類ございまして、今県では電子閲覧に供するデータが両方混在している状況になっております。

これについては、今年8月から土木部における電子閲覧の処理については特に工種が多いもの、電子データになっているものはそのまま機械で読めるソフトがあるので、お金を算定するのに非常に時間が短縮できるというところがあって、画像のものはそれを転記しなければならないという、そこでの間違いであったり、手間がかかるというところを解消するために、工種が多いものについては極力電子データ化された、データが読めるPDFということで今対応しているところでございます。基本的には来年度からは全面的に展開していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### 【建設産業室長】

私の方からも2点説明させていただきます。

4ページの入札不調関係で、丸の2番目のところで、公共工事の計画的かつ安全的な総量を確保し、その見通しという御意見がございますが、これに関しましてはごもつともございまして、私の方としても、国の方に安定的な事業を引き続き要望していくとともに、土木部としては県土づくりプランとか、道づくりのプランとかそういった長期計画を提示することによって、将来どこでどういうものを考えているか極力明らかにしていこうということで取り組んでおります。今後もそういった方向で進むと考えております。

それから、その次の担い手の育成確保でございますが、これにつきましては今年度、建設業協会さんの方と地域人づくり事業ということで契約させていただいております。今年度も来年度も建設業協会の実情に沿った内容を実施していきたいと考えております。

それから5ページの下から2番目の丸印の、配置技術者の雇用条件の緩和措置でございます。これにつきましては、専任の監理技術者は、恒常的な雇用関係にあるものを配置するということが定められてございまして、それが3ヶ月以上の雇用となっております。

現在は復旧・復興工事に関しては3ヶ月でなくてもいいよということで、特例措置ということで対応してございますが、その他に広げられるかどうかということに関しましては、国の方に相談させていただいております。元々労働者保護を念頭においた制度だということがございまして、国の方としては慎重に扱いたいという回答を示しているところでございます。今後の状況に則した他の緩和措置やそういったものがあるのかどうか検討していきたいと考えております。

それから、8ページのその他の1番最初のところ、様々な情報共有や意見交換ということでございますが、これに関しましては今後円滑な工事を推進するために、情報共有や意見交換の取り組みは積極的にやっていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

#### 【農林技術課長】

農林技術課は農林関係の工事の積算基準等を担当しております。

5 ページの(3)不調対策に有効な取り組みの3番目の丸にございます、①小規模工事や現場条件の悪い工事については、現状に見合った条件での積算、②標準歩掛の積算ではなく、それぞれの現場に適した歩掛での設計積算という御意見について現在の取り組み状況について説明させていただきます。

農林土木工事は、発注規模が小さいということと、地質や地形が不利な条件で施工する箇所が多いということから、ため池工事や治山工事において入札不調が多く発生している状況にございます。

このため、現場条件を適切に反映した設計積算が最も大切であるとの考え方を基本にいたしまして、ため池工事におきましては、堤体の余盛や透水試験などの費用を計上するということと、不稼働時間を考慮した機械損料の補正等を行うこととしております。

治山工事におきましても、コンクリートの日打設量や配管損料などの積算基準の見直し等を行っているところでございます。

更に、合冊工事による発注ロットの拡大を始めとしまして、現場条件に適合した機種の選定、必要な仮設工事や小運搬等を漏れなく計上するということにつきまして、機会をとらえて出先機関の方にも周知している状況にございます。

今後とも現場条件を適切に反映した設計積算に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### 【伊藤委員長】

それでは各委員の方から質問等があればお願いします。

#### 【芳賀委員】

3 ページの1番上、交通誘導員の単価ということですがけれども、この交通誘導員というのは普通、企業ではあまり置いてなくて、外部委託あるいは下請だと思えるのですけれども、この考え方というのは一般的に、業務委託のような形で頼むものなののでしょうか。

それとも、下請というようなことでの活用なののでしょうか。と言いますのは、私個人的に考えると、労務費調査によって単価が決まるといった場合に、委託業務の場合と下請では根本的に生い立ちが違うのではないかなと思うわけですね。

私が考えるには、あれは下請ではないのではないかなと思うと、今の調査方法に問題があるのではないかなとも取れないことはない。そうなると、協会さんの方でどのように考えているのかなということをお尋ねしたい。

#### 【一般社団法人福島県建設業協会副会長理事】

協会の考えということではないかもしれませんが、今、委員が御指摘のとおり、契約関係からしますと業務委託であります。これだけをやってこれだけでできますかというような区切りにはしておりません。1日いくらという決めでありますので、これは委託ということだと思います。

それと、労務費について今現況を調査した上での次年度の労務単価という形での決定方法であります。これ自体が私は訂正していただいて新たな方向を取っていただきたいと思う1つであります。

#### 【橘委員】

1 ページ目(1)の若手技術者に関するところですが、総合評価方式によって経験のない若手技術者が施工実績を積めない環境が見直されていると感じているということで御解答いただいているかと思うのですが、総合評価方式により指名競争入札も復活してほしいということも書いてあるかとは思いますが、総合評価方式により、技術提案ですとか、場合によってはコストの削減、全体の施工管理計画を立てやすいという面がメリットとして考えられると思うのですが、特に元請下請の場合、

元請さんの方がこういった提案をすることによって技術力の高い会社に落札が集まってくるというのは、先ほどのお話にあった通りかと思うのですが、そういったことを若手技術者も経て現場の技術力だけではなくて、提案書の書き方ですとか技術提案の仕方ですとかそういったところの実績が積めると思うんですね。

そういった意味で、指名競争入札の復活を願うというところと、若手技術者の現場技術以外の育成を図るという矛盾のところを、これは入札に限ってのところになりますが、どのように解消していくというお考えがあるのか、そのあたりをお伺いさせていただきたいと思います。

#### 【一般社団法人福島県建設業協会専務理事】

若手技術者という中で定義付けが色々難しいのですが、確かに経験の浅い実績を持たない技術者はおります。その方を配置技術者として総合評価に参加すると0点になりますので、そこで勝ち負けが決まってしまう。ですから、その配置技術者になるための準備段階として、現場代理人というのは特に資格要件はないのでそこで実績を持たない技術者を配置し、経験を積んで頂く。

資格要件があるのはあくまでも監理技術者と主任技術者であります。そのため主任技術者、監理技術者に実績を持った人を配置して最初の仕事をやって、その現場の現場代理人は実績を持たない技術者を配置することにより現場代理人が実績を持つことになり、経験を積んだことになります。

今までは現場代理人は実績評価されていなかった。ところが、実績評価されたことによって、次の物件に参加する時にその現場代理人が実績を積んだということで、その現場代理人が主任技術者・監理技術者に配置された時加点されるということになりましたので、これは非常に有効ですというお話を申し上げております。あと、一般的にその技術者の育成というのはやはり現場でもって1から10まで物を見て触って技術力を高めていきますので、現場代理人というのはその場所でそういう経験を積みまますので、技術力は高まるわけですね。

ところが、今までは現場代理人の評価がなされてなかったもので、今回、県の取り組みでそれがなされたということで非常に良かったということで賛成をしているわけでございます。ですから、そういう形で実績がないもの、技術力がちょっと低いな、または経験が浅いなという人に対しては現場代理人という形で不利益を被らない立場で実績を、いわゆるOJTですね、現場研修をさせて一人前にしていくという形でしょうか。

#### 【一般社団法人福島県建設業協会副会長理事】

補足させていただきますが、現場代理人は主任技術者よりも同等以上の者ということであって、今専務が説明しました通り、免許がなくてもいいのですが、しかし、評価をされた後、監理技術者になる時には免許がないと駄目なんです。

それを具体的な例で申し上げますと、免許を持っている優秀な若手が現場代理人をしても評価されなかったんです。免許なくてもなれるのですが、免許を持っていても評価されなかった。それが評価されたということですから、非常にいいことだと思います。

#### 【菅野委員】

2ページの(3)の県の総合評価方式の減点評価について、先ほど県の方の説明では、むしろ逆効果な部分もあるのではないかという話があったのですが、この文章によりますと、既に国及び他の公共団体では、減点措置を講じていると聞き及んでいるということが書いてございまして、この点について先ほどの県の説明などもあったものですから、そういったことでもう少し教えていただきたいのと、あと、減点評価の効果が表れているようなことについても何らかの情報を得ているのか、その辺も教えていただければ幸いです。

**【一般社団法人福島県建設業協会専務理事】**

それにつきましては、まず、例えば総合評価のある意味で有利な点と不利な点があるわけですが、有利な点だけを持っている企業がAさんという方がいたとすると、その方が技術者の数だけ受注に参加して全て総取りということが行われるんですよ。

実際的に、舗装業種なんかでは例えば総合評価の簡易型で20点満点持っている方が、本気になって自分の技術者が10人いれば常にフル稼働できる10件は常に手持ちとしてできるという仕組みなんですね今は。

ところが8点の人はいくら頑張っても取れないと、それが総合評価の欠点なんです。それを避けるために、やはり競争性の確保ということは先ほど企業努力がどうのこうのという県のお答えがあったのですが、そうではないと。企業努力というのは、全ての業界、業者が企業努力しているわけで、そういう話ではなくて、努力している方も取れるような仕組み、そのためには満点の方も例えば5件持てばもうマイナス1点ですよと、7件持てばマイナス2点ですよとそうならなければ、8点の方と同じテーブルに並べるんですね。

それで初めて価格競争、競争性が出てくるということがあるわけでごさいます、これにつきましては国なんかは相当前から取り組んでおようでごさいます、やはり1人勝ちはありませんというものが世の中の常識なのですが、県のお考えだと総取りもいいよというお考えのようなので、若干認識が違うのですが。

あと、県のお話の中で1つ補足させていただきますと、1団体加盟社だけが云々という話はおかしいのではないかと考えております。というのは、我々、建設業法では個人に与えられた資格なのですが、例えば弁護士会、あれなんかは例えば弁護士会に所属しなければ弁護士活動ができない、そういう法律で決まっているわけですね。

そういうのを含めて、その会というものが、我々は任意団体ではなく基本的に一般社団法人化された立派な団体であるということで、その会員企業というものはそれなりに1つのハードルを越えてきた企業の集団であるということで、利益誘導ではないですが、我々の会員企業になっていることで、そのものが広く県民にステータスとして表れているものではないかということでございまして、ちょっと補足説明でございました。

**【一般社団法人福島県建設業協会副会長理事】**

1点付け加えさせていただきます。

今年の6月8日に担い手三法が改正になりました。品確法とそれから入契法、建設業法であります。現在その運用指針について色々と御指導があるわけですが、その中に今のような項目が実際に入っているんですね。1人勝ちが駄目だよというようなことが運用指針の中に入っておりますので、どうぞその辺もお読みいただければと思います。

**【芳賀委員】**

先ほど建設業労働災害防止協会についてのお話が入札監理課長からあったわけですが、その辺の建設業労働災害防止協会の法人としての立ち位置というか、現在どのようなことをやっているのかについても、認識不足などところがあるものですから教えていただければと思います。

**【一般社団法人福島県建設業協会専務理事】**

労働災害防止協会というのは、厚生労働省の外郭団体の支部でございまして、それにつきましては各団体、我々建設業団体ばかりではなくて、トラック協会など色んな団体が労働災害防止の団体を持っております。

建設業労働災害防止協会は、建設業協会ばかりではなくて、建設産業団体全体を司っている建設業の労働災害防止ということをございまして、中身につきましては当然その名の通り建設労働災害の防止に努めるということが主でございまして、色んな取り組み、いわゆる労働局と共に現場パトロールする場合もありますが、協会員そのものが具体的に講師の方を要請しまして、その方を現場に派遣して労働災害の現場パトロール等々をやっております。1番大変なのは死亡災害ですから、その死亡災害の防止に努めるのが1番大きな役割だと思っております。

**【伊藤委員長】**

時間となりましたので、これで一般社団法人福島県建設業協会からの意見聴取を終わります。御協力ありがとうございました。

(一般社団法人福島県建設業協会 退席)

(福島県総合設備協会 着席)

**【伊藤委員長】**

それでは、福島県総合設備協会からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、15分程度で意見を述べてください。なお、調査票は、事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事については、県のホームページで公表することとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、よろしく申し上げます。

**【福島県総合設備協会会長・会長代行】**

(資料2により説明)

**【伊藤委員長】**

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

**【入札監理課長】**

時間の関係もございまして、ただいまいただきました御意見の中で主な項目について、執行部としての考えをまず当入札監理課所管事項3点について御説明させていただきます。

1ページの総合評価方式の(1)と(2)、いわゆる評価対象期間を過去15年まで拡大してほしいという御意見でございます。この評価対象期間の拡大につきましては、単純に拡大いたしますと、全ての入札参加者が加点対象となるなどの支障が生じる懸念もございまして、近年の公共工事の受注状況でありますとか、評価項目の得点状況等を十分検証しながら検討してまいりたいと考えてございます。

3ページの4番、電子入札・電子閲覧でございます。全ての入札の電子化を進めていただきたいと思いますという御要望でございます。当課といたしましても、入札の電子化を更に推進していきたいと考えてご

ございますが、今現在、平成26年4月現在で電子入札の利用者登録をされている業者さんが、工事の業者さんですと請負有資格業者数の3割に満たない。

具体的には4月現在で23.4%という登録状況でございますので、この3割に満たない登録者数をいかに今後拡大していくかということが最大の課題ではないかと考えてございます。

4ページの5番、資格要件の(3)のところ、今年度の27・28の入札参加資格申請から若手技術者等の確保・育成の観点から、新卒者雇用を主観的事項の評価項目としましたが、これについて中途採用者も項目に入れてほしいという部分についてでございます。

今回は審査基準日の3年前の年度の4月1日以降に大学でありますとか高等専門学校等を卒業された方を新卒者採用の加点対象としておりますが、具体的には平成23年4月以降に学校等を卒業された方であれば、いわゆる採用前の職歴があっても評価対象としておりますので、中途採用者であっても新卒者と同様に今現在も加点対象としているということは御承知願いたいと思います。私の方からは以上です。

**【技術管理課長】**

私の方からは4ページの6番、品確法等三法改正についての(2)適正な工期の設定についてお話ししたいと思います。

先ほど申し上げましたが、年度途中での繰越ですとか債務設定ということでの適正な工期の確保の他に、現在災害復旧工事については、準備期間確保工事、それ以外の工事についてはフレックス工事ということで落札者が決定してから着工まで90日間を限度として準備期間を設けている工事を指定しているところがございます、その期間に人の確保ですとか、あるいは資材の手配とか、準備していただくという工事を実施しております、受注者からは一定の評価をいただいている状況でございます。以上でございます。

**【建設産業室長】**

私の方から、4ページのその他にございます、発注見通しの公表でございますが、これに関しましては、早めで精度の高い公表が入札の不調の軽減にも繋がるということでございまして、今後とも積極的に行っていきたいと考えております。以上でございます。

**【伊藤委員長】**

それでは委員の方から質問等があればお願いします。

**【橋委員】**

入札の仕組みのことではないのでちょっと恐縮なのですが、先ほど電子入札が対応出来る事業者が3割しかいないというところは私も非常に問題だと思っております、今後10年後ですとか20年後、業界の発展を考えた時に、例えば今いらっしゃる一次請を含め二次請、三次請の業者の方々が、入札資格を取って工事書類の作成もしていく、電子入札にも対応していくといったような設備業界全体でランクアップしていこう、ステップアップしていこうというような次期後継者になるような人たちの機運といいますか、雰囲気といいますか、そういったところはどうのような状況になっているのかというところをぜひ伺いさせていただきたいと思います。

**【福島県総合設備協会会長】**

お答えいたします。今のところ特にこれといった運動とか何かはやっておりませんが、当然国交省とか県のような重要な仕事は大体インターネットなんですね。そうするとそれに対応するためには業者の方も自発的にネットとかをしないと入札にも対応できないというような問題で、自然と徐々には

浸透して来るのかなど。県の開札もここ4、5年でインターネットなんかが普及してきたと。それは一挙に全部というのはなかなかね。

先ほど言われたような30%は現在の段階かなとは思っています。ただ、これはどんどんどんどん進んでいくのだろうとは思っています。かなり設備投資としても金額的に嵩むものですからね。そういった意味では震災前の状況ではなかなか導入できなかったのが実態かなと。これからも当然取り組んでいかなきゃいけないし、今後の若い人はみんなやりますんで、そういった点では徐々には浸透していくと。ただ、それを強烈的な方法で浸透させるとすれば、公共団体はもうインターネットしかやらないよということになれば当然100%になるでしょうけど、それはちょっと時期尚早な感じはいたします。御答えになっていますかどうか。

**【田崎委員】**

お聞きしたいのは、1ページ1番の総合評価方式の(1)と(2)で、過去15年という具体的な数字が出ているのですが、県の説明だと全ての企業が対象となるのではないかという返答がございましたが、協会としてはその15年という数字の具体的な理由というのは何かございませんでしょうか。

**【福島県総合設備協会会長代行】**

お答えいたします。15年というのは、今現在ある部分では12年という加対象年数がございませぬ。これに対して、入札不調が多く出ているということであれば、15年にしていただければより多くの入札応札業者が対象になるのではないかなというようにございませぬ。

受注業者全ての業者さんが優良工事をいたごうということで努力をしているかと思ひます。たまたまその対象から外れるということで、努力はしているけれどもここ何年も前に受注して以降、例え受注する機会がなかったとかそういうことも含めて15年という期間にしていただければ、より多くの、というような考えだと思ひます。

**【伊藤委員長】**

よろしいでしょうか。それでは、これで福島県総合設備協会からの意見聴取を終わります。御協力ありがとうございました。

(福島県総合設備協会 退席)

(福島県建設専門工事業団体連合会 着席)

**【伊藤委員長】**

それでは、福島県建設専門工事業団体連合会からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、15分程度で意見を述べてください。なお、調査票は、事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事については、県のホームページで公表することとさせていただきますので、あらかじめ御了承願ひます。

それでは、よろしく願ひします。

**【福島県建設専門工事業団体連合会副会長】**

(「資料3」により説明)

**【伊藤委員長】**

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

**【入札監理課長】**

時間の関係もございますので、ただいまいただきました御要望の中で主な項目について、執行部としての考え方を当入札監理課所管事項から御説明させていただきます。

1 ページの元下関係の適正化対策の中の(2)、いわゆる下請負報告書の変更手続きの簡略化についてでございます。当課といたしましても、これまで事務手続きでありますとか提出書類の簡素化につきましては可能な限り対応させていただいておりますが、下請負報告書は、適正な契約締結の確認でありますとか、品質確保上必要なものでございますので、内容変更等があった場合は速やかに再提出を求めています。そういった事務の流れを御理解いただいて対応していただければと思います。

続きまして3ページのその他で今後の入札制度について御意見ということで、地元企業優先の御配慮ということでございます。こちらにつきましては、入札制度等改革の基本方針の中でも明記されておりますとおり、県内建設業者の育成の観点も踏まえまして、県内業者の技術力で施工可能なものにつきましては、県内業者で対応することを原則としておりまして、今後も可能な限り地元業者の受注機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

先ほどの御説明にはございませんでしたが、御提出いただきました資料の4ページの中で、連合会様から昨年度監視委員会における聞き取り調査の回答の中で、どのような改善をされたかお答えいただきたいということでございますので、当入札監理課として昨年度御回答しました、社会保険等の未加入対策に対する取り組みについて御説明させていただきますと、本県としましては平成27年度・28年度の工事に係ります入札参加資格審査から、社会保険への加入を資格審査を受けるための要件としておりますので、県発注工事の有資格業者名簿に登録できる建設業者については、社会保険加入業者に全て限定したということで、来年度以降の県発注工事につきましては、社会保険未加入業者は元請業者になれないという制度化を既に図っておりますので、この場をお借りして御説明させていただきます。私の方からは以上でございます。

**【建設産業室長】**

建設産業室の方から御説明申し上げます。

先ほど意見の発表はございませんでしたが、4ページでございます。45回の監視委員会の時に私の方で回答した内容につきまして御説明申し上げます。

ポチ印が全部で4つございますが、最初の2つにつきましては既に実施しているということで、3番目の社会保険の加入周知・指導をどのようにやっていたかということにつきまして、実績を報告させていただきます。

これにつきましては、建設業の許可、それから更新も含まれますが、経営事項審査、それから立ち入り検査等で保険に入っていないということが分かった場合には、入るように指導してございまして、平成26年の9月末の段階で608社に指導をしてございます。

指導した後、加入しましたという報告をもらうということになってございますが、加入していなかったり、報告がなかった場合には保険関係部署の方に通報するということをやっております、今年の10月現在で313社につきまして通報をしてございます。通報先は福島労働局の方に139件、それから日本年金機構の方に273件、のべにしますと412件でございますが、会社の数でい

うと313社を通報してございまして、そちらの保険の部局で会社の方に直接指導をしているという状況でございます。私の方から以上でございます。

**【福島県建設専門工事業団体連合会会長】**

確かに指導いただいていることはこの報告書で分かるのですが、私たちの建設専門工事業団体連合会というのは、元請下請の関係であれば本当に下請なんですね。今おっしゃった方々は、元請、一次下請までは可能なんです。ところが、我々の本当に大事な、働いていただいている職人さんとか何か、これが1番問題なんです。

今、私たちの資料の中に去年はアルミサッシの業界のものをお付けしたと思います。今年は、鋼製建具とかシャッターという部署のものを資料の中に入れてあると思うのですが、各社そのように下請、要するにメーカーの下請の職人さんたちには、一生懸命自分たちが身を粉にしてその中から少しずつ支払っているというのが現状です。

それを、前回もお願いしたのは、おたくの役所では諸経費の中に入っていますってそれではどうもならない。入っていますって言われれば、私たちはどうも答えることはできない。ですから、私たちは今14業種の602社加入しているのですが、その方々が結局その法定福利費というようなことを別項目にさせていただかないと本当に無意味だと思う。

建設業はいいですよ。さっきおっしゃったように、入札資格とか更新とか色んな時が間違いなくありますから。ただ、私たちがお願いしたいのは、本当にその建築業を支えている職人さんたち、それを一生懸命やることによってメーカーとも我々も色々と協議はします。

もしできれば、そのメーカーさんに所属している職人さんたちを1つの会社にしてその中で社会保険、福利厚生費を何とかするという事は私たちの業界では少しずつやっていますけれども、何回もくどいこと言いますけれども、業者の中では諸経費の中に入っていると含められてしまえば、もう後はどうもできないというのが現状。

私はサッシとか鋼製建具を売っている販売店なのですが、仮に1000万あっても取り付け工事というのはある程度10%か小さくなるんですね。ところが、内装屋さんか何かというのは手間がほとんどなので、1人にかかる人件費の格差があります。もしできれば、14業種ありますから、その職人に対するパーセンテージを役所の方でも調べて頂いて、諸経費がどのくらいのものなのかということもぜひ今日は県の方をお願いしたいなど。なおかつ、別枠でそれが監視できるような体制を作っていただきたいというのが今日の最大のお願いだと思います。

**【福島県建設専門工事業団体連合会副会長】**

去年もお願いしたのですが、やっぱり大手ゼネコンの一部は法定福利費を出しているところもありますが、地場ゼネコンは分かっているにもかかわらず出さないと言っているのが現状です。

それはなぜかという、一般管理費に入っているからです。それが法定福利費を外税で出せれば払わないわけにはいかないんです。ゼネコンは、役所からもらってそれを払わないと犯罪になります。そのためにもぜひ外税と法定福利費を出してもらいたいです。

例えば平成28年度から仕事をやらせないとしたら、人不足に余計拍車をかけて大変なことになるんですよ。今でも人不足で大変なのに、28年に急に実施なんかしたら大変なことになって、公共工事の建築業界に若い人は誰も入ってくれない。ぜひそのような考慮をお願いしたいと思います。

**【福島県建設専門工事業団体連合会会長】**

度々すみません。報告書の方に、平成25年の9月26日、国土交通省は法定福利費の明示に係る標準見積書の活用による社会保険等未加入対策の徹底について、各都道府県に通知いたしましたとか、

建設業及び経営審査等の確認・周知・指導を行っています。ということは、去年一昨年言って去年全く同じこと言っている。去年やったことを全く同じ回答なんです。

だから、私自身は同じことを毎年繰り返すのであれば、私たちはここに来てお話する意味合いがないくらいに思っています。そのくらい本当に周知・徹底していただかないと、我々業界が立ち行きません。まして、役所の工事であれば、言っていないかどうか分からないのですが、私は宮城県の仕事をしました。宮城県の復興住宅の第1号をやったんです。そうしたら宮城県庁に呼ばれまして、何で福島の人間が宮城県の第1号の復興住宅をやるんだということを言われたんですね。福島県の人たちがそんなことを本当に言うのかなと。極力福島のあれにも伝えますと言ってもですよ、言うことは容易いのですが、本当にそれを実現していただかなければ、福島県から出る大きな仕事だって決して福島の利益にならないと私自身は思っています。

他県でさえもそういう話で、山形県も同じなんです。できれば山形県の業者を使いなさい。なおかつ下請の業者もそこを使いなさいというようなことがございます。だからこれも、業者から上がってきたからじゃなくて、ぜひこれは福島県の仕事だから福島のところに発注しようと、そういう制約とかそういう契約をしていただければ、大手ゼネコンであろうと何だろうと福島の人たちを通さないとできないことになると思います。

この辺は、せっかく入札制度等監視委員会のメンバーがこれだけいらっしゃる、役所の方もいらっしゃるのだから、役所の人たちも私たちの身になって仕事をやってもらいたい。よろしく願います。

**【伊藤委員長】**

それでは各委員の方から質問等があればお願いします。

**【新城委員】**

3ページで御質問させていただきます。最後の、事務局からも御説明がございましたが、地元企業優先の御配慮と書かれてありますが、具体的にお考えがあるのであれば教えていただきたい。

**【福島県建設専門工事業団体連合会理事】**

非常に今工事量が多くなっているということで、地元では対応しきれないので短期に膨大な量を行うということで、通常であれば県内の元請さんが受注されて地元企業が、地元の我々のような業者が工事することが当然なような物件を、入札の枠を広げて他県の建設業者さんも入札できるような、それは物理的にそれしかできないというような現状も裏にはあるのですが、ただ、物件によってはそこまで広げなくても地元だけ一般競争ではなくて指名競争入札であるとか、そういうことで対応できるんじゃないかなというような物件についても一般競争入札になるケースが見受けられるので、その辺を御配慮いただければなど。

結局、大手さんが落札されますと、一次なり二次も他から来られるので、そうすると通常地元の業者さんが落札されますと我々地元の専門工事業者が一次下請で入れるのですが、大手さんが入ってこられると大手さんの通常の一次業者さんがいらっしやって、その下の二次とか三次で地元業者が入るということで、その分地元の職人さんの単価に影響があるということで、やはり地元の建設業者さんが落札していただければ、地元の専門工事業者が一次で入れるということでございます。

**【福島県建設専門工事業団体連合会会長】**

ぜひ私の言ったことを、後でこう言うのではなくて、できればこのようにしたいということは、後ろにいらっしゃる皆さんに一言でもいいからお願いしたいですね。

【伊藤委員長】

それは承知しております。特に、社会保険の法定福利費につきましては、含まれているということを県の方がおっしゃっているのですが、当然含まれているはずなんです。積算をちゃんとやっているわけですから。

ただ、その積算の部分が悪く言えば途中で抜かれちゃっているというようなことがたぶん起こっているんで、末端まで法定福利費がいかないとか、そういう仕組みになっておりますので、それをいかに積算したものがちゃんと下の一次二次三次までいくような仕組みとかな、制度を作るかどうかというのが今後の課題だと思いますので、県とも色々協議をいたしまして、その辺につきましては非常に重要なところでございますので、しっかり対応していきたいと思っております。

【福島県建設専門工事業団体連合会会長】

できれば外でお願いします。

【伊藤委員長】

要するに、税金が外税と同じような感じで外で。

【福島県建設専門工事業団体連合会会長】

そうすれば、払わないわけにはいかないから。

【伊藤委員長】

ただ、ここにも書いてありますけれども、いくつかのパターンがあって税金は全てのものに対して8%かかるわけじゃないですか。ところが、どういう業者さんでどういう人を使うかによって、社会保険料が異なってくるという部分が若干ありますからね。

【福島県建設専門工事業団体連合会会長】

確かに業種によって異なりますが、それは役所の人みんな御存じで、データで出ているんですよ。全体の何%が法定福利費と出るはずなんです。それは国交省でもお願いしたいと言っている。

【伊藤委員長】

国の方針ももちろんそういうことですし、県といたしましても元請一次下請については、

【福島県建設専門工事業団体連合会会長】

27年から未加入を排除するのはいいんだけど、そこに一緒に外でやりますと言ってくればいいんです。

【伊藤委員長】

元請一次下請については、社会保険を払わないと駄目だよということになっていきますので、方向性としてはたぶん皆さんと同じなわけですけれども、それを、下の方まで実際に社会保険料が支払われるような、あるいは皆が加入できるようなそういう仕組みを今後県の方できちんと検討していただくように我々としても要望していきたいと思っております。というのが1つ。

それともう1つ、3ページの最後のその他のところなのですが、今のお話を伺いますと、指名競争入札復活というようなお話も伺えるのですが、これにつきましては我々委員の中でも色々考え方がございまして、すぐに指名競争入札を復活するということはなかなか困難な状況ではないかと思っておりますので、引き続きそれにつきましては検討していきたいと思っております。ですから、これにつきましては指名競争入札についてすぐにどうこうということが現時点ではお話できないということで御了解いただきたいと思っております。

**【福島県建設専門工事業団体連合会理事】**

指名競争でなくても、例えば常に行われておりますけれども、本店が地域限定であるとかそういう地域も含めて御配慮いただければと思います。

**【伊藤委員長】**

他に如何でしょうか。

他にございませんでしたら、これで福島県建設専門工事業団体連合会からの意見聴取を終わります。御協力ありがとうございました。

次は福島県土木建築調査設計団体協議会からの意見聴取になりますが、ここで10分間休憩をとります。15時5分から再開します。

(福島県建設専門工事業団体連合会 退席)

《休憩》

(福島県土木建築調査設計団体協議会 着席)

**【伊藤委員長】**

それでは、福島県土木建築調査設計団体協議会からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、15分程度で意見を述べてください。なお、調査票は、事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事については、県のホームページで公表することとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、よろしく申し上げます。

**【福島県土木建築調査設計団体協議会会長・構成員】**

(「資料4」により説明)

**【伊藤委員長】**

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

**【入札監理課長】**

それでは、ただいまいただきました御意見の中で主な項目について、執行部としての考え方を当入札監理課所管事項から御説明させていただきます。

1ページの総合評価方式についての中の(2)でございます。いわゆる総合評価方式については、難易度の高い業務にのみ適用してほしいということと、事務的な負担が少なく地域に見合った企業力を総合的に評価できる制度の構築をということについてでございます。

御案内の通り、測量設計調査等委託業務におきましては、業務の性質・内容に応じまして公募型プロポーザル方式でありますとか、総合評価方式でありますとか、価格競争でありますとか、多様な入札制度によれることとしております。具体的に総合評価方式につきましては、平成21年1月から試

行という形で実施しているところをごさいます、今後とも対象業務の具体的な適用範囲について引き続き検証しながらよりよい制度にしていまいりたいと考えてごさいます。

事務的な負担が少ない部分につきましては、今お話ししましたとおり業務内容によりましては、技術審査書の提出を必要としない総合評価方式の簡易型技術者型というものも実施しているところでありまして、入札参加者の事務負担の軽減にも一定の配慮をしているところをごさいます。

それから3ページのところで、土木設計につきましても建築設計につきましても指名競争入札制度の活用をという部分をごさいます。工事と違ひまして、測量等委託業務につきましても、委託業務の成果が直接的に受託業者の技術力等に左右されまして工事の品質にも影響を及ぼすということで、現在工事に関する測量等委託業務は原則として指名競争入札により実施している実態をごさいます。

総合評価方式も試行的に導入させていただいておりますが、総合評価方式による場合におきましても、同一市町村内での業務実績でありますとか、災害対応実績など地域社会への貢献度という形で評価しまして極力地元企業の受注機会の確保に努めているところをごさいます。

建築設計関係の中で、電子閲覧の拡充と電子入札の導入促進という部分をごさいます。

今現在電子閲覧の実施につきましては、業務委託においては平成25年度の実施率実績で申し上げますと69.5%が電子閲覧によっているということで約7割が電子閲覧によって実施しております。今年度の業務計画の中でも、農林水産部、土木部発注の測量等委託業務におきましても、個人情報が含まれるものを除いて原則全件で電子閲覧を実施してくださいというようなことで計画をしているところをごさいます。

電子入札の導入の方をごさいます、可能な限り本県としましても電子入札を促進したいと考えてはごさいます、今現状では今年度の4月現在で電子入札の利用者登録をなさっている業者数が測量等委託業務の業者さんで申し上げますと、電子入札利用者登録数の割合が36.9%。先ほど工事の場合が23.4%という3割にも満たない状況であると御説明しましたが、測量等委託業務の場合は工事よりも電子入札利用者登録数の割合が高くなってごさいます、約37%という状況になっておりますので、この利用者登録数が有資格業者数の3分の1程度に留まっているというものを、いかに今後拡大を図るかが今後の課題ではないかと認識してごさいます。

4ページの5番のその他のところでお話がありましたが、土木・建築共通の開札時間の短縮についてごさいます。こちらの開札手続きにつきましては、当入札監理課でシナリオを作成いたしまして、円滑な事務執行に努めているところをごさいます、各地方振興局における業務実態等を確認の上、迅速で公正な業務執行に今後とも取り組んでまいりたいと考えてごさいます。

建築設計関係の、その他のところで今なお12万人以上の県民の方々が避難生活を送っているという実情を踏まえて、設計から発注までの時間を可能な限り短縮をというお話をごさいます。

福島県につきましては、内堀新知事も申されていますとおり、残念ながらまだ有事の状態にある、緊急時が続いているという危機意識の元、我々といたしましては県民の生命・財産を守るために緊急を要する災害復旧工事等につきましては、随意契約制度を活用し可能な限り速やかに発注して地域に精通した企業による迅速で円滑な施工の確保に努めているという状況をごさいます。私の方からは以上ごさいます。

#### 【建設産業室長】

1ページ2番の技術者確保の中で、将来の受注見通しが立たないのでということが意見としてごさいます、これに関しましては国に対して安定的な事業の確保を引き続き要望していくとともに、

県土づくりプランや道づくりプランなどの長期的な計画を極力オープンに出していくということを今後もやっていくという考えでございます。

それから2ページ目の1番下でございますが、平準化というものが意見としてございますが、これにつきましては現在も早期発注などの計画的な発注に努めているところですが、繰越の活用とかそれからゼロ債務負担行為の活用とかそういったものも積極的に取り入れていこうというようなことで進めていく考えでございます。以上でございます。

**【伊藤委員長】**

それでは各委員の方から質問があればお願いします。

若手をどんどん業界に入れて再生させていかないとなかなか大変だと思うのですが、1ページ目ですか、首都圏と地方との給与格差があると書かれているのですが、これは数字的には大体どのくらいかというのは表れているのですか。

何%くらい下とか、ざっくりとした数字でいいのですけれども。

**【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】**

調査まではしてはいなかったのですが。

**【伊藤委員長】**

特に今震災・原発事故後、福島以外の出身の人が福島に来て就職をするというようなことがなかなか少なくなってきておまして、建設関係業界だけではなくて他の業界も含めてそういうことがあって、ということは福島で若手を生産していかないと、福島に定着してもらえないということでありますので、ぜひともインターンシップとか色々な形で御努力されてると思っておりますけれども。

私は大学の教員をやっているのですが、1つ言えるのは学生とか若者は知らないものは選択できないんですよ。

それは業界であったり、企業であったりを含めて知っているものの中でしか選択ができないということなので、設計の業界も含めてなるべく若者にこういう業界はこういういいところ、楽しさがあるんだよということであるとか、建設業界というのは今の若者はどちらかというと3K系な業種というふうに見ているところが多いので、その辺の誤解もたぶんあると思うので、誤解も解くというようなことも含めて、なるべく若者に業界の実情を知っていただくような機会を作っていただけたらありがたいなと思っております。

**【橘委員】**

設計の業界は特に非常に昔からですが残業も多いですし、それに伴って県の担当者の方も残業はされているかと思うぐらい、本当に膨大な量をこなしているかと思うんですね。そういった中で、震災後特に測量設計業・建築設計業の仕事のボリュームが増えてきている中で、事業者の中で、例えば総合評価方式で提案書を書かないといけないので、その書類の作成が手間が入札に依拠していないという方も結構実態的には増えてきているのか、そのあたりをちょっとお伺いさせていただきたいです。

**【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】**

測量設計の場合、ほとんど災害関係では指名競争なんですね。会津の方では総合評価でもやっていますけど。事業量は多少震災で増えてはいますが、忙しいから入札書を出さないとかそういうのはないです。

**【入札監理課長】**

ただいま橋委員の方から測量等委託業務における不調の発生状況についての御質問が出ましたので関連して状況を御説明させていただきますと、測量等委託業務に係ります不調発生率は、平成26年度の4月から9月まで上半期で1.6%ということで極めて低い状況になっております。

工事等においては不調発生率が20%超ということで、高い状況に対して委託業務の方は1.6%が今年度上期。ちなみに昨年度は3.4%。平成24年度は0.9%。震災直後の平成23年度においても0.7%ということで、震災直前の22年度は実は0.0%ということで、23、24も0%台ということで非常にご尽力をいただいていると我々としては感謝しているところでございます。

**【橋委員】**

例えば二極化しているということも特に考えられない…不調ではなくそもそも入札に参加しない事業者さんも一部小さい零細企業の会社では出てきてしまっている現状があるんですとか、それから別にある程度基盤がある設計業者さんだったら営業部もしっかりしておりますし、提案する方もしっかりされているのですが、そのあたりで二極化しているということも特に問題はなさそうということでしょうか。

**【入札監理課長】**

そういった二極化の実態によって不調発生率が影響を受けているということまでは認識はいたしております。

**【伊藤委員長】**

震災以来非常に不調発生率が低いということですが、業界の構成員であるとか、業者さんが増えていくわけでは必ずしもたぶらないので、オーバーロードに負荷がかかりすぎているのではないかと心配しておるのですが、それはいかがですか。

**【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】**

それはやっぱり業務量が相当に多い。震災当時は毎日のように徹夜で作って、ほとんど土日は休みなしということでやってきました。ですから、相当疲れが溜まっているというような状況であります。まだまだ抜けない状況であります。

**【伊藤委員長】**

現状はもう少しは改善されているということですか。

**【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】**

最近はやっぼどよくなってきておりますけれど。

**【安齋委員】**

土木設計の技術者の確保のところで、将来の受注見通しが立たないので新規採用を控えているとあるのですが、土木の場合は逆に、例えば橋梁なんかはこれから耐用年数が近くなるのが相当な数見込まれていますね。逆に仕事量が相当あると見ていいんじゃないですか。

ここに書いてあるのは近い将来、来年とか再来年あたりの受注がはっきりしないという意味なんですか。

**【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】**

今後はやはり公共事業費が相当下がってくるのではないかとというようなことで書いたのですが、ただ、インフラ整備については確かに相当のボリュームがあると思うのですが、実際的に受注してみてもどうかということを見ると、金額的には相当下がってくるのではないかと考えております。

【伊藤委員長】

老朽化によるインフラ整備の必要性はどんどん高まってくるということは間違いないのですが、それに対応する形で予算がちゃんと措置されるかどうかという財政的な問題もありますので、なかなか将来の見通しが必ずしも明確ではないということだと思っております。

よく分からないので教えていただきたいのですが、橋であるとかトンネルであるとか、インフラがいわゆる高度成長期の時にたくさんできて、それが老朽化してもう強度が足りないようなのがたくさん出ているということは報道機関なんかでよく見るのですが、それはかなりそういうような状況が今後近い将来起きてくるということによろしいでしょうか。

【安齋委員】

土木の方で説明しないと。

【建設産業室長】

おっしゃる通りでございます。例えば、分かりやすいので橋梁の話がよく出ますが、あと20年過ぎると50年以上経過した橋梁が約6割だったか、手元に資料がないので明確な数字ではないのですが、相当の量になってしまいます。それを架け替えるなんていうこと自体は考えられないので、いかに長寿命化していくかという考え方で対応していこうという状況でございます。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

ございませんでしたら、これで福島県土木建築調査設計団体協議会からの意見聴取を終わります。御協力ありがとうございました。

(福島県土木建築調査設計団体協議会 退席)

(今泉委員 退席)

【伊藤委員長】

次の個別事業者からの意見聴取は、冒頭に申し上げたとおり非公開となりますので、傍聴者の方及び報道機関の方は、ここで御退席をお願いします。

なお、非公開部分の議事の概要については、会議終了後、私の方から御説明いたします。公開での審議再開は、16時10分頃を予定しております。

(報道関係及び傍聴者退席、個別事業者着席)

《非公開審議開始》

(以下、非公開審議について概要を記載)

《個別事業者からの意見聴取》

(調査票の主旨)

1 受注状況について

条件付き一般競争入札の導入により入札参加の機会が増加した。総合評価方式については参加を検討している。

2 元請け・下請け関係の適正化対策について

労務単価は見直されているが工種によっては厳しいものもある。

元請け・下請け間においても適正な契約書を取り交わすべきである。

- 3 入札不調について  
技術者や作業員については適度に確保できている。  
資機材については、毎年年末に大型ダンプの確保が困難となる。  
発注の平準化を図るべきと思われる。
- 4 電子入札・電子閲覧について  
より一層の拡大を希望する。
- 5 品確法等三法改正について  
担い手育成のため現場管理者に助手をつけている。  
品質確保のため最低制限価格の引き上げを希望する。
- 6 その他  
特になし

**【伊藤委員長】**

それでは、個別事業者からの意見聴取を始めます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、15分程度で意見を述べてください。なお、調査票は、事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事の概要については、匿名にした上で県のホームページで公表することとさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、よろしく申し上げます。

**【個別事業者】**

(「資料5」により説明)

**【伊藤委員長】**

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

**【入札監理課長】**

それでは、ただいまいただきました御意見の中で主な項目について、執行部としての考え方を当入札監理課所管事項から御説明させていただきます。

まず、3ページ4番電子入札・電子閲覧のところでのより一層の拡大を望まれるということについてでございます。本県といたしましても、電子入札・電子閲覧の実施・拡大を図ってまいりたいと考えておりますが、電子入札の利用者登録数が全体で約3割程度に留まっているという現状でございますので、利用者登録数の拡大を図ることが今後の課題ではないかと認識しております。

それから、4ページの5番の品確法等三法改正についての(2)で品質確保のため最低制限価格水準の引き上げを望みますということについてでございます。最低制限価格につきましては、昨年9月10日から水準を引き上げまして、従来予定価格の概ね85%から90%程度であった水準を2ポイントほど引き上げまして、現在は予定価格の概ね87%から92%程度の水準とさせていただいております。工事についてでございますが、今後も国の動向等を見据えながら工事の品質確保が図られるよう必要に応じて見直しを図ってまいりたいと考えてございます。以上でございます。

**【技術管理課長】**

私の方から2ページの元請・下請関係適正化対策の関連するところで御説明させていただきます。労務単価について被災3県ということで割高な面があるということで、労務費の面で厳しいというお話ですけれども、被災3県につきましては、平成25年の10月から、いわゆる歩掛かり、土工とかコンクリート工事について、ダンプの手配が難しいということもあって効率が下がるということで、土工については今現在2割、コンクリートについては1割基準を上乗せというか上げているような状況で、その辺の対応をしているということでございます。

資機材についてというところでは、毎月建設物価調査会ですとか、経済調査会等での調査データを元に変動がある場合は毎月額に関わらず上昇する場合については設計単価を速やかに反映するというので、できるだけ実態に合った設計価格を算出するというので努めているところでございます。私からは以上でございます。

**【伊藤委員長】**

それでは各委員の方から質問等があればお願いします。

**【齋藤委員】**

3ページの4番(1)ですけれども、県の電子入札に何回くらい参加されましたかというところで、5回ということですが、それは全体で何%くらいになるんでしょうか。例えば10回の内5回やったとか。

**【個別事業者】**

工事によって電子入札全部ではなくて、普通の札を入れる入札もあるので。

**【齋藤委員】**

そうすると、電子入札ができるものでいうとどのくらいのパーセンテージになりますか。

**【個別事業者】**

できるものといっても、数があって、あと自社で札を入れるか入れないかがあるので、その辺のパーセントというのはなかなか難しいところがあるのですけれども。

**【入札監理課長】**

今年度の電子入札については約900件の実施を予定してございます。大体900件と言いますと、昨年度の工事の契約件数が1868件ですので、イメージ的にはその半分程度、工事についてということですが、それ以外にも業務委託もございますので、全体で今年度、電子入札は900件の実施を予定しているという件数的なイメージでお考えいただければと思います。

**【安齋委員】**

1ページの(3)で、元請が5割、下請が5割と書いてますけれども、県の仕事でも元請を取っていますか。

**【個別事業者】**

県は紙に書いてあるように3割取っています。

**【安齋委員】**

いや、県の3割の中でも、元請の部分があるのですか。県の仕事でも元請を取っていますか。

**【個別事業者】**

取っています。

**【安齋委員】**

新しい制度になってから取ったということですか。昔は取れなかった。

**【個別事業者】**

そうです。昔は指名競争入札の時は指名になかなか入れてもらえないので、一般競争入札になってから初めて取れるようになって、今年で3年目か4年目なんですけど、そういうことです。

**【橋委員】**

今のところに関連してなんですが、平成25年4月から26年に契約した案件が書いてあるかと思うのですが、建設工事の有資格者台帳の1番下のところ、完成工事高の内訳のところ、一般土木・舗装・建築とあるかと思うのですが、①のところに書いてある部分が元請で請けているところになりますか。そこから更に下請に外注という形で出されているかと思うのですが、もしそのような流れでよければ、その外注の事業者さんはどういった業種なのかと、契約書とかを実際に結んだりすることは御社も含めて他の事業者も含めて、皆さん契約書を結んでいるような傾向にあるのか、それともやはり今忙しいと思いますので工事優先で進んでいるのか、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

**【個別事業者】**

うちの場合は下請、外注を出すのは、舗装工事とかそういう特殊な工事を外注に発注するような形でやっておりますが、工事入る以前に全部注文書で契約は交わしております。

うちも他から下請で受注する場合も、注文書は必ずもらってそれから工事に入るようにしております。

**【伊藤委員長】**

あとその下に総合評価方式を現在検討中ということなのですが、やはり参加するのは事務的な負担も含めてちょっと面倒だったりするわけですか。

**【個別事業者】**

総合評価方式はうちでは入れたことはないですが、入れる前に落札できる業者が予め決まっているような感じがある。入札の価格だけではなく、色々評価して我々には分からないような決め方があって、そこで落札業者がポンと決まるような形で、普通の我々みたいな会社では…

**【伊藤委員長】**

要するに、価格競争だけだったらどこの業者がいくら入れるかよく分からないけれど、総合評価方式だったらその会社が何ポイントくらい取るかというのが大体事前に予想できるので、そもそも総合評価方式に参加してもたぶん駄目だろうと事前に考えてしまうということですか。

**【個別事業者】**

はい、そうです。前の全部出てきたものを見れば大体分かりますし、うちだけではなくどこの会社でもやはり皆それが分かっているので、総合評価方式になれば応札者は1者とか2者とか、予め決まった業者しか札を入れられないというのが現状だと思います。その辺をもう少し皆が入れられるような形でやっていってもらえればと思うのですけれども。

**【伊藤委員長】**

要するに評価基準が中小・零細にとってはかなり厳しいということですか。

**【個別事業者】**

その通りでございます。

**【齋藤委員】**

先ほどの同じところで、5回電子入札をされたということなのですが、御社では実際に手続きといえますかインターネットを入札でおやりになられるのはどなたですか。

【個別事業者】

うちの息子なんですけれども。

【齋藤委員】

お若い方で。御自身ではいかがですか。

【個別事業者】

いや、私は駄目です。

【安齋委員】

ざっくばらんに聞きますけれども、あなたの業界あるいはあなたの属している地域で、未だに談合というのはありますか。なくなっていますか。

【個別事業者】

県工事に関しては一般競争入札で指名競争はないので、談合はありません。

【伊藤委員長】

元請だったら札入れて選ばれるか選ばれないかという問題ですが、下請の場合元請との関係で下請に入れるか入れないかというのはどのような状況で決まっていくものなのですか。

【個別事業者】

実際私のところでは、元請さんとの関係も長い付き合いでお互い信頼関係を作っているところで、こういう仕事だけ下請でできるかできないかという話で、うちも余力があれば下請をやる。

うちの場合はどこにも関係ないところについて、見積出して下請をやるようなことは全然していません。

【伊藤委員長】

ずっと付き合いがあるところから定期的に来るということですか。

【個別事業者】

そうですね。

【伊藤委員長】

何か、どんなことでもいいですから、要望でも結構ですから、ありましたら。

【個別事業者】

設計単価についてですが、書いてあるとおり、歩掛が同じような歩掛で例えば土木工事の掘削工事とか何かの場合、ある程度3メートル幅くらいがある場合には0.8 m<sup>3</sup>のバックホウで設計をほとんど組まれているのですが、実際現場ではその機械が入って仕事ができないような状況のところにも、そういう機械で組んであるので、その辺を実情に合わせてもっと小さい機械で設計を組んでもらえれば助かると思うのですけれども。

あとは、河川工事でブロック積とか何かの積み方をやるのですが、床堀をやる場合、水替え費というのがありますが、昔は常時排水を見ていたのですが最近は作業時排水ということで、8時間プラスαくらいで見ているわけです。ただ、実際現場を施工する場合、掘削して夕方になってポンプを止めた場合に水が溜まったら全部崩れちゃってどうしようもなくなるので、我々は赤字覚悟で24時間ポンプを回しっぱなしでやっているような状態なんですけど、今油が高いのでそういった面がかなり痛いのでその辺をもう少し考えてもらえればと思っております。

【伊藤委員長】

要するに実情に合った設計なり積算を、ということですね。

【個別事業者】

実際、仕事をしてないからポンプは止めても影響ないだろうということで作業時排水になっていると思うのですが、実際はどこの業者さんもそんなことして全部崩れてやり直しになったらどうしようもないので、ある程度積み上がるまでは全部ポンプは回しっぱなしで、その辺もかなりの燃料代がかかりますのでもう少し考えてもらえればと思っております。

【伊藤委員長】

外に委員の方からございますか。

これで個別事業者からの意見聴取を終わります。御協力ありがとうございました。

(個別事業者 退席)

【伊藤委員長】

ここから公開での議事となりますので、先ほどの個別事業者について発言される時は、会社名を出さないようにしてください。

なお、資料5につきましては、事務局で回収してください。

《非公開審議終了》

〈以下、公開にて審議〉

【伊藤委員長】

それでは再開させていただきます。

次に「各委員の意見交換」に移ります。どなたか発言する方はいらっしゃいますか。

【橋委員】

資料1、一般社団法人福島県建設業協会さんの時に、積算資料公開の部分で、来年度から展開するということでPDFが画像データのままのものと、PDFから画像データとして読み込めるのとあるということで、来年度から展開するというお話があったと思います。

PDFを来年度から画像でなく文字で読めるものとして展開するという事なんですが、元々私も測量設計業界におりましたので、プラス今はデザインの仕事も当社の中でやっておりますので、PDFから数値化読み込みをすると文字化けが起こってしまう場合もあるんですね。

そういった場合に、元々エクセルでお渡しした方が、役所側の方から事業者側も文字化けする心配もなく、かつ、そのための単純にデータをデータ化させるという手間をかけさせることなくもっと効率的にエクセルのデータで作ったのであれば、エクセルのデータでお渡しするとともに、安全性を考慮した上でPDFのデータもお付けするというような形で、元データそのままお渡しの方が業界にとっても行政側にとっても手間を省けると思うんですね。

その辺をどのような形で公開するのかというところをお伺いしたいです。

【技術管理課長】

PDFデータについては少し複雑なのですが、元々PDFは汎用性がある分にはどなたでも見ることができるというところがあって、更に、我々が積算をしていて積算の間違があると入札が中止になったり、取り消しになるというような事故的な取り扱いをして、それがかなり負担になっているというところもあって、これまで全部の事務所ではないのですが、全てチェックをしたものをコ

ピー機みたいなものを通してPDF化してそれを電子データとして載せるということもやっている事務所もあります。

それが、業界さんの方からの意見で、紙の資料は提供しなければならないので、業界の方でも独自の出回っている市販のソフトがあるので、そういうところにその数値を入れると積算が容易にできるというようなことなんですね。

それをするために、いわゆる画像データではなくて情報が入っているPDFということなんですけれども、今我々で取り組んでいるのは、うちの積算システムというのがエクセルとか汎用性があるソフトではなく、富士通が開発したエスティマというシステムを県で色々加工しながら使っている特殊なシステムのデータになっています。

そのデータが、ある意味ボタン1つでPDF化されるという機能も中に入っておりまして、それにするとデータが手間なくPDFで皆さん読めるということもあるし、情報としても他のソフトにも使えるという仕組みになっているので、PDFというのが橋委員がイメージされているPDFとはちょっと違って、エクセルのPDFというよりも、通常に積算しているものがPDF化できる。それが皆さん使えるようになるというものなので、文字化けとかそういうものもある意味クリアされているPDFデータだということ御理解いただければと思います。

#### 【橋委員】

うちもデザインもやっているので結構色んなデータを扱うのですが、画像からの読み込みだとやっぱり表記がずれていたりとか、一部数字データではないところが紛れ込んでいたりとかすると、データ化した時に文字化けしていないかどうかのチェックが必要になってくるところもあるかと思うんですね。

なので、そこは今後、将来に向けて余計な手間を省くと言いますか、機械の互換性と汎用性があるソフトも含めてぜひあまりハードルの高くないような形で、しかも簡単にしていけるような仕組みにしていっていただければと思います。よろしくをお願いします。

#### 【安齋委員】

事務局にお尋ねしたいのですが、最初の建設業協会のところ…他の団体からもありましたけれども、指名競争入札の復活ですか。ここ数年だいぶ向こうの方で言い続けているのですが、今現在やっている随契ですね。

本当は随契というのは単独随契だと思うのですが、今福島の場合には指名ができないから変形的な随契をやっていますね。今やっている福島県の随契というのは、事実上指名競争入札と何ら変わらないと私は理解しているのですが、業者の方の認識というのはそこら辺はできていますか。

#### 【入札監理課長】

業者の方々が震災以降、緊急随意契約制度を活用して、見積相手方を選定の上契約相手方を決定しているという手続きを、実質指名競争入札と同じような形で受け止めていらっしゃるかどうかまでは、申し訳ないですが存じ上げません。

#### 【安齋委員】

それは理解していないのかね。理解していないから単純に指名を復活しろと言っているんですかね。今やっている随契というのは、我々も皆さん方もたぶん事実上一般の指名競争入札と変わらないと認識していると思うんですけども、それで良いんですよ。

#### 【入札監理課長】

随意契約は国の場合ですといわゆる単独随意契約ということで、競争入札に適しないような内容の契約を結ぶ際に活用される制度の1つでもあるのですが、本県の場合は随意契約の場合であっても、いわゆる競争性を確保するために複数相手方から見積書を徴することを原則としていますので、そういう意味では複数の見積書を提出した業者による競争性は確保されています。

それを、見積提出者を選定して依頼する段階で、実質複数業者を指名していることと同視されるという意味合いであれば、そういう側面は否定しませんが、地方自治法の制度としては指名競争入札制度、随意契約制度というふうにそれぞれ分離・独立した制度であるということも御理解いただきたいと思います。

#### 【安齋委員】

続いてもう1ついいですか。同じように業界から施工体制事前提出型を廃止しろという厳しい意見が出ていますのですけれども、元々検証委員会でこの提案をした時は、これは元々宮城県で開発した方式ですよ。私は宮城県に行って調べた時に、これはおもしろい制度だなと。

その後国の方も、建設省も最初は宮城県を非難していたんですが、途中から方向変わってこれはいい制度だということで、全国版に広めていますよね。それを廃止しろということは具体的な書き方とか何かで、慣れないとか書きづらい面があるんでしょうかね。業者から言わせると。

#### 【入札監理課長】

今回の意見聴取の際に建設業協会様の方から提出いただいた資料によりますと、こちらの2ページですか。廃止の理由としましては、施工体制事前提出型は、公告から入札、契約までの期間が長いことから、協力会社としては受注予定が立てづらく、書類づくりが煩雑であると主に3つの理由を廃止を検討すべしという理由付けと根拠とされております。

確かに、公告から契約までの期間が一定期間を要するというのは事実です。その間、受注予定協力会社としては、いわゆる応札業者になれるかなれないかが事前に分かりませんので、その間工事を受注できないということなんだろうと思うんですけど、更には書類づくりということで、施工体制事前提出方式の場合は予め下請予定業者も含めて見積内訳書を提出する中で、具体的にその一定の工種をどういう下請業者さんに発注する予定なのかということをや予め提出を求めていますので、そういう意味で普通の総合評価方式に比べると書類づくりに一定の負担がかかっているのは事実だとは思いますが。

ただ、そういう側面があるにせよ、先ほど我々の執行部の考え方ということで御説明しましたが、このオープンブック方式自体は下請業者の保護という観点からは非常に有効な方式であるという認識は十分持っておりますので、そういう側面があるにせよ下請業者保護ということを考えた場合にはオープンブック方式を今後とも活用していく方向性であるというふうに先ほど御説明させていただいたところではあります。

ただ、当然下請発注の予定がそもそもないような工種について、積極的に活用して手間暇をかけるということは確かに業者の負担という側面もありますが、基本的にはどういう工種を主に下請が想定されるのでそれについてオープンブック方式を活用するという一定の方向性を踏まえた上で今後とも可能な限り活用させていただきたいということで先ほどは御答弁させていただいたつもりではございます。

【安齋委員】

元々宮城県でオープンブック方式を開発した時は、今説明にあったみたいに、下請を守るために作った制度なんですね。そして制度を作った時の担当とか当時の執行部に聞いたことあるんですけども、この程度のことならもう通常やっている業務だと。要するに、入札に入る前にどの下請業者を使ってどの程度でやるというのは実際やっていることだから、何ら変わらないと。

だから、何も過剰な負担はかからないという前提で始まったと聞いているんですね。何でこの福島だけが抵抗するのかなと。それとも、あの制度を福島で導入した時は宮城県を研究してくださいということで条件付けましたよね。宮城県とほとんど同じ条件でしょ、中身は。だから、何で福島の業者がこんなに反対に回るのかなと私はちょっと理解できないんですよ。

【入札監理課長】

もう1点申し述べさせていただきますと、先ほどは元請業者の立場としての業界の意見ということでありましたが、平成23年度から実施させていただいております下請状況実地調査で、現実に下請業者さんに赴いて状況をお聞きした際には、このオープンブック方式は下請保護に非常に有効な方法なので、今後とも県としては積極的に拡大してくださいというような下請業者さんからは現に御意見をいただいているところではあります。

【安齋委員】

そうすると元請を指導する意外にはないですか。

【入札監理課長】

おそらくそのように思われます。

【新城委員】

非常に有意義な聴き取りであったと私は思っております。調査票も非常に質問がいい感じで書かれてあって、皆様正直に書いてくださったのではないのかなという印象を私は持っております。

色んなことが過去ありまして、公正に公平にということのを大事に色んなことが考えられてきて、制度を変えたり方式を色々考えたりしてやってきて、少しずつやってみて反省というか、こうならないかなとかそういうことが少し出てきているような感じを受けました。

本当に中小企業、小さな会社、大企業、ゼネコンも含めてですけれども、そこをどのようにバランスよく受注できるのかということと、地元の会社、地場の会社がちゃんと地元の工事をどういうふうに取れるのかということも素人の私はそこが2つ非常に大事なことじゃないかなという感じを受けました。

そして、その中小企業の中でも先ほど社会保険未加入業者を排除するということが国で決定されたということで、時期尚早ではないかとか色んな意見もございましたが、やはり小さな会社は悪循環というか大変なサイクルになっておるといふふうに私は非常に感じます。

かけたいけれども、かけられない。かけられないから人が来ない。そこを何とか打破したい。もちろん企業努力はしなくてははいけませんし、続けることは会社にとって大事なことです。どうやったら打破できるのかということやはり県も考えなければいけないのではないかと思います。

また、若手の新卒採用にしても評価するというのを、例えば3年前でも評価するようにしましたというような回答がございましたが、たぶん小さな会社にとっては3年前ではないんですよ。20代後半でも若い方を採用できてよかったねというようなたぶんお気持ちではないかなと。うちにも来てくれたというようなお気持ちではないかと私は感じを受けております。

ぜひ国からの、もちろん国の色んな制度ということはございますでしょうけれども、福島プランということで何か工夫して、何か変えられることがあればぜひ検討していただきたいなと思っております。

**【齋藤委員】**

質問が2点ございまして、法定福利費を別枠計上するというこの件なのですが、私が認識している限りではこの1、2年国交省がかなり熱心というか強力で押し出しているような気がするんです。そのような要請は県の方に来ているのか。それとも流れといいますか、それがどのような形で今向かおうとしているのかということがまず1点です。

あと、それからこの業界も電子閲覧・電子入札がなかなかパーセンテージが上がらないということなんですけれども、これに対しては県の方ではどのように考えていらっしゃるのか。あるいはこの利用率を拡大するための何らかのお考えがございましてでしょうか。教えていただきたいと思っております。

**【建設産業室長】**

法定福利費の話ですが、先ほど専門工事業さんの方から話があったわけですが、元請さんと下請さんが契約する時に、法定福利費というのはこれですよというように明確にしてやらないとぼけてしまうので、それは明確にしましょうねというのが標準見積書ということでございまして、国の方では各団体の方にそれを使ってくださいよということを出しております、各団体もそういうふうに使いますよというような意思表示もちゃんと出しています。

さっきの話だと二次下請三次下請になるとその辺が実際はそうでないような話だったかなと思いますが、基本的には私の方の立場としてはそういったものは活用してくださいよということで声はかけてますし、業界側も活用しますというふうには言っているという状況でございまして、そこに踏み込むというのがなかなか民民のところもございまして、それ以上なかなかできないというところかなと思っております。

**【伊藤委員長】**

いわゆる外税方式みたいにね、本体がいくらで8%はいくらでというふうにやりますよね。それと同じような形で、本体いくらで、要するに社会保険料の事業者負担分を除いてそれを事業者負担はこれだけですよというふうに外税方式の消費税のような形でもしもできれば、下の方にいったとしても工事に対してこれだけのパーセンテージをというのできるかなと思うのですけれども、それは技術的に難しいということなんでしょうか。

**【技術管理課長】**

今の法定福利費の計上については、平成25年の4月の労務単価の改訂のところで、全国平均15%上がって、本県は21%上がってるんですけども、その際にそれを入れますということ、加味しますということが明確にできたというところございまして、ただ、我々のところではそれがそれぞれの工種の中でどのくらい見込んでいるという数字までは把握していないですし、公表もされていないというような状況です。そこら辺は今日の話踏まえて今委員長からあった、そういうことを出すことができるのかどうかということ、出した時の問題点というか、かなりものが煩雑になってくる部分もおそらくあるのだろうなと思っておりますので、その辺は少し検討させていただきたいと思っております。

## 【入札監理課長】

2点目の入札の電子化推進についてのお話ですが、こちらは電子閲覧と電子入札と分けて考えていただきたいと思います。

まず電子閲覧については、先ほども御説明しました通り、昨年度の電子閲覧の実施率としては約7割という状況でございます。今年度の電子閲覧の計画におきましても、農林水産部・土木部発注案件については測量等委託業務の案件については個人情報が含まれるものを除いて全部電子閲覧で実施しようという実施計画も立てているところなので、いずれ個人情報が搭載されているものは載せられないという制約はあるので100%達成というのは物理的に困難かもしれないですが、電子閲覧については、ほぼ完全実施に近いような形でできるような環境にはなりつつあります。

問題はもう1点の電子入札の方なのですが、先ほども御説明しましたとおり、電子入札の利用者登録数というのがまだ3割に満たない。工事の場合ですと23.4%、測量等委託業務ですと36.9%、合わせても27%程度で3割に満たないので、今即県発注工事については全件電子入札を実施しますよと言った場合に、まず登録をしていただくことが必要です。

電子入札の登録に際して何が必要になるかという、いわゆる電子入札の参加環境の設定ですけれども、まずインターネットに接続できる環境を各会社さんで整えていただくことが大前提になります。その上で、いわゆる電子入札用のICカードというものを購入していただくことになります。

ICカードの購入につきましては、有効期間が1年とか3年とか5年とか種類がありまして、まず有効期間が1年の場合のケースで申し上げますと、有効期間1年のICカードを1枚購入しようとした場合に、1万円から1万5000円の費用がかかります。

その他に、ICカードリーダーを購入していただく必要があります。ICカードリーダーは、最近非常に安くなりましたので、電気屋さんとかに行けば6500円程度で買われますのでインターネット接続環境があるという大前提の元でICカードを購入していただいて、ICカードリーダーを設置していただくことによって約2万円程度の初期投資がかかる。そういう環境にある方は電子入札の利用者登録をしようと思えばできるはずなのですが、現実にはまだ3割程度に留まっていることを踏まえて、今後我々としては利用者登録数をいかに増やしていくか、それを最大の課題と受け止めて増やすような方策を今後具体的に考えていきたいということでもあります。

強制的に全件電子入札で実施しますといった場合に、そういう環境設定にない業者さんは県発注工事の入札に参加したくても参加できない、そういう状況は入札制度の公正性、公平な環境設定という点でいかなものかとの思いもあるものですから、まずは利用者登録数を限りなく有資格業者数に近づけるように底上げしていく中で、電子入札についても完全実施に向けて一歩でも前進していけたらと考えてございます。

## 【齋藤委員】

県発注の入札1868件のうち、電子入札が900件という発注側の話ではないんです。その3割に満たないという受注者側の方ですね。それを高めていくということは、それは発注側にとっても受注者にとってもいいことなわけですね。

そして、相手の…リテラシーといいますか、能力があるかどうかで非常に格差があるというのは建設業界に限らなくて、どの業界でも同じだと思うのですけれども、これを高めていくことが全国的というか日本の今の課題だと思うんです。そうすると、県としては発注者側としてのリーダーシップをもっと発揮されるべきではないかと思うんです。

電子入札しないところにペナルティーというわけにはいきません。ですけれども、電子入札をするところにはプレミアを付けるとか、何らかのインセンティブを与えるようなことはお考えにならないでしょうか。あるいは、リーダーシップを発揮して、少なくとも電子入札についての研修会を行うとか、何らかの働きかけをなさるといようなお考えはないでしょうか。

**【入札監理課長】**

今現在具体的な今後の促進策を持ち合わせているわけではないので、今いただきました齋藤委員からの御意見等も踏まえながら今後積極的な拡大を図れるように努力していきたいと思っております。

**【伊藤委員長】**

そんなに難しいことではなくて、例えば時限を区切って、何年までには100%電子入札にしますよと言ったら業者は対応するんです。それを何も言わないから今のままだでもいいやということになっちゃうわけですから、本当に100%実施ということを県として考えているなら、計画的に切り替えますよということをちゃんと公表して、それに業者は当然対応するわけですから、啓蒙というレベルではなくて、やると言ったらたぶんやるんですよね。それしかないわけですから。本当にやる気があるのであれば、そのようにやっていただきたいと思います。

**【藤田委員】**

建設業協会さんの資料3ページ(2)の中に罰則を科すべきであるという厳しい表現がありますが、この辺について県としてはどのような対応を考えられているのか御説明をお願いしたいと思います。

**【入札監理課長】**

罰則という話になりますと、例えば建設業法違反による罰則規定に引っかかれば、罰則ということもあり得ますが、入札制度上は罰則ということではなくて、元請下請関係適正化指導要綱に反して、いわゆる遵守していない事項が見受けられて、それについて是正指導を行ったにも関わらず、適正な改善がなされていないような場合については入札参加資格制限措置の対象になり得ることはございます。

**【田崎委員】**

個人的な感想にはなるのですが、社会保険加入ということで先ほど色んなところでお話が出ていますと思いますが、入ると保険料の負担が大変でなかなか進まないというのは分かるのですが、やはりこれは働く側にとってはとても重要なことだと思うんですね。

また、新卒あるいは若い人が会社を選ぶという時にも、そういった項目はチェック項目というか大切な部分になってくると思うので、これは進めてほしいなというのがあります。

報道機関で気になったのは、信じられないのですが、就職を決める時に親の意見が入るといこともちょっとお聞きして、たぶん親御さんにとってもそういった仕事環境がきちんと整っている会社に就職させたいという思いもあるでしょうから、そういったところでは業界全体できちんと取り組んで、100%を目指していただきたいなと感じました。以上です。

**【芳賀委員】**

入札監理課長にお尋ねします。課長のお話の中に、罰則云々という話ですけれども、この件についてなんですが、建設業協会さんで言っている中身の中には、どういった裏があるかということ、発注者側が設計変更のことをきちんとしないんだよと、そういうことが最終的には元請にいき、元請から下請に流れないということにもなっているのではないかというふうにとられるわけですね。

そうすると、設計変更しないでいる当事者に対して、いわゆる県なら県ですよ。それをどういうふう考えるんだという話なんですよ。

#### 【入札監理課長】

建設業法にも明記されておりますとおり、契約内容の変更を行う場合については変更契約書を締結することが義務付けられておりますので、現場条件等を踏まえて当初の設計内容と異なる場合においては委員が御指摘のとおり変更契約を締結するというのが一般的な事務の流れで、そうすべきであるというように制度監理者としては考えております。

#### 【芳賀委員】

本庁の方々はきっとそう思っただけなんです。

現場に行った時どうなんだという話なんです。組織的に例えばですよ、かつて係長制とかキャップ制というようなことで、それと同じことが出先の方では上に流れないような、あるいはその監督が技術者等によってややこしいことだなんていうことがあるかもしれませんが、なかなかスムーズにいかないで、請け負けているという話を多聞に聞くんですね。

余談になりますけれども、先ほど個人事業者の方が言ってましたけれども、例えばバックホウの容量がちょっとおかしいよと。こんなところ入れないじゃないのというのが実際積算されていて、変更措置をお願いしたにも関わらずならないよという話もよく聞こえてくることなんですね。

そういったものというのはどこで止まっているのか。その辺につきまして、やはり精度を高める必要、標準設計だけじゃない現場をきちんと確認して、県の方が研修するわけでしょうから、研修業務とか何かということ徹底して防ぐということをやっていたかかないと、全ての部分で積算が合わない、最終的には人間雇用なんてとてもいかないよという話になってくるんだと思います。以上です。

#### 【技術管理課長】

今お話の設計変更については、先ほどバックホウの規格が合わない話とか、仮締切の水替えの話とかございましたが、現場の実態に合ったところでの変更というのは、我々事務所に対してもこういう話というのは時々話は聞くので、そういうところでは伝えているところであります。

ただ一方、全国的にも例えば設計変更のガイドライン的なものを作って監督員によって考え方がバラバラだったりとかを防ごうという動きでそういうものを作って発注者全体、あるいは県全体とか国とかでもやっていますがそのような動きもあります。

ある意味それは、他の県でも同じような問題があるということの中でそのようになっているのだと認識しておりまして、今ほど芳賀委員の方からあった監督員のところで止まっているとか、キャップがという組織的な部分での研修というのは今までもやっていますし、これからも進めていかなきゃならないと思っておりますが、その他に制度的な部分でもスムーズに現場からの声が上がってきて設計に反映できるような仕組みというものも一方で考えていかなければならないと思っておりますので、そこは今後の課題ということで受け止めさせていただきたいと思っております。以上です。

#### 【伊藤委員長】

先ほどの社会保険の問題なんですけれども、はっきり言って社会保険に入っていない企業はブラック企業ですよ。若者は今ブラック企業の情報は非常に神経質になって、ブラック企業には入らないようにしようということをやっているわけで、もちろん大きな会社はやっているわけなんですけれども、そういったブラック企業を許容しているというか、包括している業界そのものがやっぱりブラックな業界のように誤解される可能性もありますのでね、今の若者に業界になるべく入っていただいて安定的に建設業界を運営する、あるいは技術を継承するという観点でも、ぜひとも社会保険につきましては検討して、前向きに対応していただきたいと思っております。

意見交換はこの辺にさせていただきます、「その他」に移ります。委員の皆様から、何かございますか。

なければ事務局から何かございますか。

本日の意見聴取の結果については、今後の入札制度の検討に活かしていかなければならない課題であると認識しておりますので、事務局の方で意見・要望内容に対する回答を整理してください。

まず誤解に基づいている部分も若干あると思いますが、それは誤解を解くということ。

それと、対応できるあるいは調整できる部分と、できない部分が自ずとあります。いくら何でも無理な話というのはいくつかありますので、その辺をきっちり整理した上で今日の意見・要望に対する回答をお願いしたいと思います。

本日の議事については、これで終了いたします。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

以上をもちまして、「第50回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。